

改正

令和4年3月18日告示第44号

令和7年3月31日告示第47号

美郷町循環型農業土づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内畜産の家畜排せつ物を活用した堆肥を町内農家等の農地への還元による地域循環型農業を推進するとともに町内農産物の付加価値向上を図るため、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内に住所又は所在地を有する農業者及び集落営農組織（以下「農業者等」という。）で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 特別栽培米（農薬及び化学肥料を慣行栽培より5割以上低減して栽培したものをいう。）、美郷推進作物（アスパラガス、枝豆、キャベツ、キュウリ、トマト、ネギ、ホウレンソウ、しいたけ、スイカ、メロン、ニラ、花き（美郷雪華を除く。）、さつまいも）、美郷ブランド作物（美郷雪華、セリ、レンコン）、薬用植物及び大豆（以下「対象作物」という。）のいずれかの作物を産地交付金の交付対象水田（以下「対象農地」という。）に作付すること。
- (2) 対象作物を作付する対象農地に町が指定する堆肥（以下「美郷の大地」という。）を施用すること。
- (3) 美郷の大地を施用した対象農地で生産された対象作物を出荷販売すること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、当年の1月から12月まで（以下「対象期間」という。）の美郷の大地の購入費（税抜額）とする。ただし、補助対象経費のうち、他の補助事業の対象となった経費は、補助対象外とする。

(補助率)

第4条 補助率は1/3以内とする。

(補助金の額及び上限額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に前条に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、出荷販売した対象作物を生産した対象面積のうち、美郷の大地を施用した面積に10a当たり5,000円を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請する者は、美郷町循環型農業土づくり応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、対象期間の翌年の1月31日まで町長に提出しなければならない。ただし、減化学肥料推進団体が交付対象者に代わって申請（以下「代理申請」という。）することができる。

- (1) 美郷の大地の購入費が確認できる領収書等
- (2) 対象作物の出荷販売が確認できる出荷証明書等
- (3) 代理申請の場合は、支払う農業者等及び金額が確認できる書類
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条による申請があったときは、美郷町循環型農業土づくり応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の交付決定通知書を受けた者は、町長に請求書（様式第3号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(完了報告)

第9条 代理申請の場合は、交付対象者への支払完了後、美郷町循環型農業土づくり応援事業完了報

告書（様式第4号）に、支払った農業者等及び支払額の一覧を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請及びその他不正な行為により、補助金の交付を受けたと認められたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（事業実施期間）

第11条 事業実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第44号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第47号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。